

脱退一時金の金額は低くはありません。膨大な申請がされていることから明かなように士業からすると一般的な制度で、様々なモデルが多数のweb広告に掲載されています。一般事務に関する質問として実際のケースを問い、市行政で試算を求めたところ実態を裏付ける答弁を得ています。

#### ケース1 技能実習生

(給料17万円/月) 3年

還付額目安 **559,980円**

B国から技能実習生として来日。介護施設で3年働き技能実習期間が終了し帰国。

内訳 ①脱退一時金 447,984円 + ②源泉所得税分 111,996円

#### ケース2 特定技能

(給料22万円/月) 5年

還付額目安 **1,207,800円**

M国から「特定技能」で入国し、日本の飲食店で5年間働いて帰国した場合。

内訳 ①脱退一時金 966,240円 + ②源泉所得税分 241,560円

#### ケース3 語学学校講師

(1年目28万円、2年目30万円/月)

還付額目安 **614,880円**

JETプログラムで来日し、地方の小学校で2年間にわたり英語の教師として勤務。

内訳 ①脱退一時金 491,904円 + ②源泉所得税分 122,976円

#### ケース4 日本企業勤務

(28万円/月+賞与30万円×2回/年) 5年 還付額目安 **1,537,240円**

留学生として来日し日本の大学を卒業、日本企業で5年間就労して帰国。

内訳 ①脱退一時金 1,229,800円 + ②源泉所得税分 307,440円

相当の金額のため、実際に退職した状態でありますから本制度を活用することは、置き換えて考えれば当然のことで、前述のように再入国が妨げられていないため一定数が再び日本で就労するのは自然な流れです。しかしながら離職時の日本人には得ることができない金銭であり、例えば派遣社員で雇い止めにあった日本人と外国人を比較すると制度名の如何を問わず、国民から理解を得られるものではありません。

別の角度からの問題もあり、自らの年金を取り崩したお金であるにせよ、実態としては退職金や満期雇用金のような形となっています。劣悪な労働環境であっても容認を強いる“餌”のように映っている可能性もあり、さらに5年を超えて就労すれば無期雇用（いわゆる正社員雇用など）にせねばならないところ、外国人に自ら離職させることで非正規状態に据え置く効果を生じている可能性を指摘します。さらに老後の福祉については、地方自治体に負担を押し付けるような恰好であり、これは納税者からも自治体側からもとても納得できるものではありません。

これらの制度問題を内包し、かつ母数が10年で72万件にも上っているにも関わらず、制度を運用している厚生労働省は“脱退一時金を使ったことのある外国人の行方”を調査しておりません。より正確に言えば権限がなく、実は調査方法すら確立していないのです。再入国する際に出入国管理庁は脱退一時金を使ったことがあるか否かを問うておらず、そのため国側にはデータがないことが分かっています。